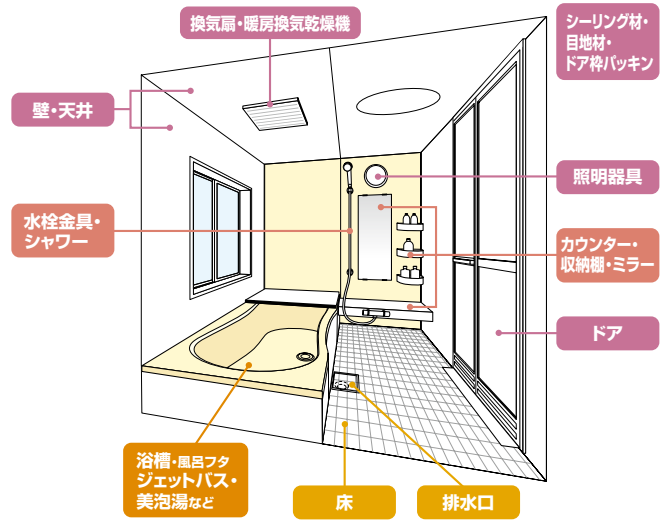
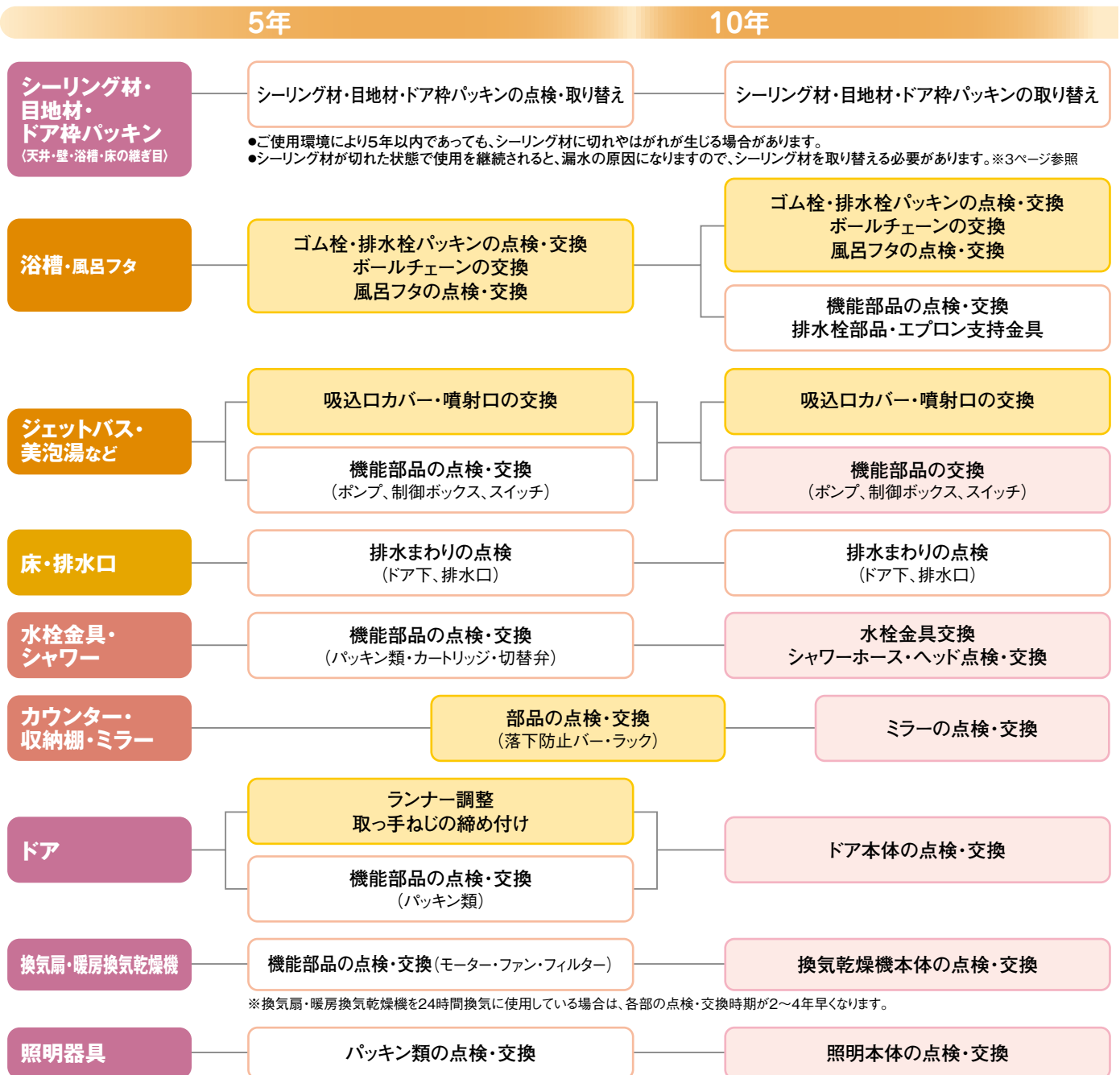


# 知っておきたい、わが家のバスルームメンテナンス メンテナンススケジュール

バスルームは、定期的に点検や部品を交換することで長く快適に使えます。必要なメンテナンスは、状況や機種によりまちまちですが、ここではその内容と時期についておおよその目安をご紹介します。修理については、お買い求めの販売店・工事店またはパナソニック ライフソリューションズ 修理ご相談窓口までご依頼ください。



お客様でメンテナンス可能      シーリング材・部品の点検・交換(有償)      機器・部材本体の点検・交換(有償)



●ご使用環境により5年以内であっても、シーリング材に切れやはがれが生じる場合があります。  
●シーリング材が切れた状態で使用を継続されると、漏水の原因になりますので、シーリング材を取り替える必要があります。※3ページ参照

※換気扇・暖房換気乾燥機を24時間換気に使用している場合は、各部の点検・交換時期が2~4年早くなります。

※浴室のタイプや、使用環境によって交換期間が異なる場合があります。  
※補修部品の保有期間は生産打ち切り後7年です。ただし、一部の機器・機能においては7年未満のものがあります。  
※平成21年4月1日施行の改正消費生活用製品安全法により、浴室用暖房換気乾燥機(電気式)は長期使用製品安全点検制度の「特定保守製品」となります。詳しくは裏表紙をご覧ください。